

平成30年度 第9回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成30年12月26日開催)

1 会議の名称

平成30年度 第9回 福島県環境影響評価審査会

2 日 時

平成30年12月26日（水） 午後1時15分～午後3時45分

3 場 所

福島県庁西庁舎12階 仮設大会議室

4 議 事

- (1) 新ごみ焼却施設整備事業環境影響評価書（補正前）について（事業者による説明、質疑応答等）
- (2) (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (3) 広域連系南幹線新設・相馬双葉幹線接続変更工事の条例適用除外について（事業者による説明、質疑応答等）
- (4) (仮称)阿武隈南部風力発電事業環境影響評価準備書について（知事意見に係る答申案）
- (5) 廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価準備書について（知事意見に係る答申案（再審議））
- (6) その他

5 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稻森悠平委員（議長）、遠藤菜緒子委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、齊藤貢委員、濱田幸雄委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員 以上11名

- (2) 事務局

生活環境部次長（環境共生担当）塩見俊夫、環境共生課長 菅原加代子、副課長兼主任主査 鴨田美奈子、主任主査 國分作裕、副主査 新村博、副主査 小島央 以上6名

- (3) 傍聴者

一般7名、報道機関2名

6 議事内容

■開会

■議事録署名人の選出

稻森委員が遠藤委員、木村委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

(1) 新ごみ焼却施設整備事業環境影響評価書（補正前）について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者が同評価書の概要説明、環境影響評価準備書に対する県知事意見への事業者見解及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要是次のとおりであった。

(稻森委員)

準備書7ページに給水計画、排水処理計画が書かれています。確認ですが、旧し尿処理施設を撤去した後の、し尿処理はどうするのですか。

(事業者)

旧し尿処理施設の撤去及び新ごみ焼却施設の建設前に、新しいし尿処理施設を建設するので、し尿処理は継続できます。

(稻森委員)

会議資料では計画の全体像が分かりにくいので、現施設の撤去と新施設の建設に関する内容が分かるように資料作りを工夫してください。

また本計画では、高濃度有機性排水であるごみ汚水、生活排水等の施設内で発生する排水を循環、再利用することになっていますが、その処理フローはどうなっていますか。まだ設計の段階なので詳細を記載できないのかもしれません、この点は非常に重要です。

排水処理の過程に生物処理が存在する場合、処理後に発生する塩類が濃縮して施設の運用に支障が出る等の問題が発生します。

(須藤専門委員)

稻森委員の意見にもあるとおり、施設整備の全体計画と、汚泥や排水の処理に関する内容が分かりにくいので、資料への記載方法を検討して頂きたい。

また、旧施設の解体の際に発生する廃棄物の処理についても、もっと詳しく記載して頂きたい。

(事業者)

お配りしている資料番号1のあらましに、全体計画が分かり易くなるよう工夫します。また解体廃棄物の処理についても、より具体的に評価書に記載します。

(稻森委員)

資料番号2のスライド6に、「計画施設の窓等に鳥類の衝突が起きないように配慮する」とありますが、具体的にはどうするのですか。

(事業者)

渡り鳥の航路に大きな窓があると鳥が衝突する可能性があるので、窓を小さくすることを計画しています。

(由井委員)

窓を小さくする方法のほかに、バードセイバーというタカのステッカーを窓に張る方法もありますので参考にしてください。

(稻森委員)

事前質問でも触れましたが、W E T法について今後のためには検討しておいてください。他に質問がなければ本件の審議を終わります。

(2) (仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者が、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要是次のとおりであった。

(井上専門委員)

須藤専門委員の質問にもありますが、対象事業実施区域は、福島第一原子力発電所事故により汚染状況重点調査地域に指定されていた経緯があるので、確認のために、空間線量率と土壤中の放射性物質濃度を測定することが望ましいと思います。

(須藤専門委員)

私もそのように考えます。現在は除染が終了し、汚染状況重点調査地域の指定は解除されていますが、山林については空間線量率の測定や除染が行われていません。本事業はそのような場所で計画されているので、現地の状況を把握しておく必要があります。

(事業者)

対象事業実施区域は国有林であり森林管理署が管理しているので、森林管理署が放射線量を測定していればその結果を参考にし、測定していない場合は弊

社による測定を検討します。

(伊藤委員)

方法書に魚類の調査に関する内容が全くないのですが、調査項目に選定しないのですか。

(事業者)

工事では河川や沢を改変せず、濁水を周辺の河川等に放流しない計画とするため、魚類への影響がきわめて小さいとの理由により調査項目に選定しておりません。

(山本委員)

方法書本編の122ページに、対象事業実施区域周辺の産業廃棄物処理施設の分布が広範囲にわたり記載されています。これと同様の形式で、本事業計画とその周辺の風力発電事業、太陽光発電事業を含む発電事業の位置関係が分かるような図を作成して頂けると今後の参考になるので対応して頂けるでしょうか。

(事業者)

承知しました。

(稻森委員)

他に質問がなければ、以上で本件の審議を終わります。

(3) 広域連系南幹線新設・相馬双葉幹線接続変更工事の条例適用除外について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者が事業の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要是次のとおりであった。

(遠藤委員)

事業計画地において自主的に希少動植物の現地調査を実施しているということですが、その調査方法や調査結果を工事の開始前に報告して頂くことはできますか。

(事業者)

現在調査中なので、結果がまとまったのち報告することは可能です。

(遠藤委員)

分かりました。私が居住している地域では、極めて局所的な場所に希少なサシショウウオが生息している沢があり、その存在が分からぬまま土木工事により生息場所が消滅してしまった事例がありました。文献のみの調査では不十分なので、現地調査の結果をふまえて保全措置を検討して頂きたいです。

(事業者)

承知しました。

(須藤専門委員)

國民生活を維持するために必要な事業であることは分かりますが、環境への影響に配慮することを何らかの方法で示す必要があります。

その方法について県担当部局と協議しておいてください。

(由井委員)

事前質問の回答について、事業実施区域に自然公園の普通地域が含まれているとの回答があります。普通地域で事業を行う場合、他の法令や条例による規制等はありますか。

(事務局)

普通地域で開発行為を行う前に県に届出を出していただき、基準が守られていれば工作物等を建設してよいことになっています。

(由井委員)

景観条例との関係はどうなっていますか。

(事業者)

送電線の具体的な高さ等が決まり次第、関係機関と協議を開始する予定です。

(由井委員)

分かりました。

(井上専門委員)

鉄塔の建設経路に空間線量率が高い地域が含まれているので、空間線量率の測定や廃棄物の処理方法について十分に配慮した計画としてください。

(事業者)

現在の計画では、立入制限措置がとられている地域は除外しています。平成29年度から現地の空間線量率を測定しており、最高で2マイクロシーベルト／時程度でした。

(井上専門委員)

その値は、大熊町や富岡町などの山林においても同様なのですか。

(事業者)

はい。鉄塔の建設位置が尾根部なので、原子力発電所事故後の時間経過により、放射性物質が下流に流出する等の要因により線量が比較的低くなつたのではないかと考えています。

(井上専門委員)

場所によっては空間線量率が高い可能性があるので、現地の状況を把握しながら事業を進めてください。

(山本委員)

経済産業省から重要送電設備の指定を受ける計画は、今回の2件だけですか。

(事業者)

弊社の計画では今回の2件です。

(稻森委員)

他に質問がなければ本件の審議を終わります。本事業は緊急に事業を実施する必要があり、条例適用除外は妥当であると結論を出させていただきます。

(4) (仮称)阿武隈南部風力発電事業環境影響評価準備書について（知事意見に係る答申案）

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(由井委員)

答申案の「7 動植物・生態系について (5)」について、鳥類を保護する観点から具体的な名前は記載せずに、「阿武隈山地では貴重な鳥類である小型種二種の生息が想定されることから」という表現にしてください。

(遠藤委員)

答申案の「7 動植物・生態系について (4)」について、1行目と2行目の因果関係が不明確なので、「現地調査の結果、樹洞を主なねぐらとするコウモリ類の生息が確認されたこと、また対象事業実施区域内にはモモンガやヤマネ等の樹洞性動物が生息している可能性があることから、」と修正してください。

(由井委員)

同じ(4)において、「相当の樹洞」という表現が分かりにくいので適切な表現に修正してください。

(事務局)

了解いたしました。

(稻森委員)

他に意見がなければ、以上で本件の審議を終わります。

(5) 廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価準備書について（知事意見に係る 答申案（再審議））

前回の審査会で審議済みの答申案について、前回の府内連絡会議後に修正意見が出されたことを受けて答申案を修正し、事務局から説明を行った。

(6) その他

今後の予定について

各事業における環境影響評価の手続きの今後の予定について、事務局から説明を行った。

■閉会